

消費者庁

表 6-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事前評価

表 6-4-（1） 規制を対象として事前評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者安全調査委員会（仮称）の設置	評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「消費者安全法の一部を改正する法律案」を平成24年2月14日に国会に提出した
2	財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化	評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「消費者安全法の一部を改正する法律案」を平成24年2月14日に国会に提出した
3	貴金属等の訪問購入に関する規制の強化	評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を平成24年3月2日に国会に提出した

2 事後評価

表 6-4-（2） 実績評価方式により事後評価した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	<p>【改善・見直し】</p> <p>< 予算要求 ></p> <p>○平成24年度予算要求額：89百万円 [平成23年度予算額：233百万円]</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <p>・「消費者事故等初動対応」について、印刷発注の効率化も含め、効率的・効果的な消費者への注意喚起が行えるよう、予算執行の局面で随時検討する</p> <p>< その他の具体的取組 ></p> <p>○「インターネット消費者取引に係る公告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」をとりまとめ、公表（平成23年10月）</p> <p>○広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施</p> <p>○越境取引に関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター（C C J）」を開設（平成23年11月～）</p> <p>○「インターネット取引連絡会」の運営を開始（第1回：平成23年7月23日、平成23年度内に4回開催）</p>

		<p>○消費者安全法第15条第1項に基づく注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起（平成23年10月） ・「医療機関債」の勧誘に関する注意喚起（平成24年1月） ・風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起（平成24年2月） ・「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起（平成24年2月） ・国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起（平成24年3月） <p>○消費者政策担当課長会議を開催（平成24年2月）</p>
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○平成24年度予算要求額：287百万円〔平成23年度予算額：185百万円〕</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者基本計画の作成等のための経費」について、印刷発注の効率化も含め、効率的に予算を執行できるよう随時検討する。なお、平成23年度の消費者基本計画（平成23年7月8日一部改定）及び消費者基本計画の検証・評価の印刷・製本に当たっては、一般競争入札を実施した ・「公益通報者保護制度の周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進」について、広報資料の作成経費、説明会・研究会の経費について削減を行うことにより予算の減額を図った ・「公益通報者保護制度の運用に関する情報収集・調査研究」について、調査内容を精査・更新し、平成24年度の予算要求では、毎年実施する必要がある調査及び消費者委員会からの意見で求められている調査に厳選して、要求を行った <p><機構・定員要求></p> <p>○EPA等の二国間における国際的な連携強化のため、平成24年度機構・定員要求において増員を要求（定員要求：課長補佐クラス1名、係長クラス1名）</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見募集（平成23年12月）</p> <p>○消費者の財産被害に係る行政手法研究会取りまとめ（「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について」）（平成23年12月）</p> <p>○上記研究会取りまとめを踏まえ、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法改正法案を国会に提出（平成24年2月）</p> <p>○消費者教育推進会議取りまとめ（「消費者教育推進のための課題と方向」）（平成24年4月予定）</p> <p>○OECD消費者政策委員会、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（ICPEN）等、国際会合における各プロジェクトに継続的に参画</p>
3	個人情報保護に関する施策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○平成24年度予算要求額：32百万円〔平成23年度予算額：43百万円〕</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護施策の総合的・一体的推進経費」について、縮減（各種

		<p>連絡会議の開催予定数や1回の会議にかかる経費の見直しを行うこと等による予算の減額)</p> <p><その他の具体的取組> ○パンフレットを改訂し(平成23年11月)、配布するなどの、個人情報保護法説明会(平成23年11月～平成24年2月)の内容面の充実</p>
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求> ○平成24年度予算要求額:90百万円[平成23年度予算額:97百万円] ※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況 ・「財産被害情報に関する消費生活相談実務者等との意見交換会開催」について、平成23年度には、平成22年度に引き続き情報検討ネットワークの効率的運用に努める。また、平成24年度に向けて、財産被害にかかる消費者事故等情報の効率的・効果的な収集・共有・分析のため、情報検討ネットワークの運用方法を抜本的に見直す ・「消費者情報の分析・発信」について、印刷発注の効率化も含め、効率的に予算を執行できるよう随時検討する</p> <p><その他の具体的取組> ○財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法の検討について、「消費者庁に寄せられる財産分野の情報の処理及びそれに基づく対応の実施について」を取りまとめた(平成23年12月) ○消費者安全法第12条に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知を同法第13条に基づき集約及び分析を行い、関係行政機関等へ情報提供を行った。また、その取りまとめ結果について公表し、国会に報告した(平成24年2月) ○消費者安全法に基づく消費者事故等の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等の報告によって入手した情報をもとに注意喚起を実施した ○東日本大震災に関する被災地域からの相談概況について、消費者被害の拡大防止に資する情報提供を実施 ○消費者団体等と消費者庁の意見交換会開催(平成24年3月) ○「消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システム」の運用開始(平成24年3月)</p>
5	地方消費者行政の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求> ○平成24年度予算要求:1,724百万円[平成23年度予算額:241百万円] ・全国を対象とした「地方消費者行政活性化基金」の上積み(一般会計、5億円) ・東日本大震災の被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)を対象とした緊急対応支援のための「基金」の上積み(東日本大震災復興特別会計、3.64億円)をそれぞれ確保 ※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況 ・消費者ホットラインの運営について、事業・予算内容については現状どおり。ただし、今後、案内実績など適切な活動指標の設定を検討</p> <p><機構・定員要求> ○震災復興のため、平成24年度定員要求において増員を要求(定員要求:課長補佐クラス1名、係長クラス4名、一般職員クラス1名(うち、時限解除3名))</p> <p><その他の具体的取組> ○積極的な地方の関係者との意見交換等の実施</p>

		<p>○「地方消費者グループ・フォーラム」(全国8ブロック)の開催を通じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進</p> <p>○「消費者行政ブロック会議」(全国6ブロック)の開催を通じ、地方自治体との連携を強化</p> <p>○「東日本大震災」で被害を受けた地方自治体をバックアップするため、放射性物質検査機器の貸与(平成23年9月～)の取組を実施</p> <p>○消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化について検討会を立ち上げ、これまでに資格付与団体や地方自治体からヒアリングを実施(平成24年夏目途に中間とりまとめ予定)</p> <p>○全国消費生活相談情報ネットワーク(PIO-NET)の見直しのための検討会を立ち上げ、これまでに自治体等からヒアリングを実施(平成24年6月目途に中間とりまとめ予定)</p> <p>○地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家を派遣し(平成24年3月31日現在、2356人派遣)、相談体制の構築に対する支援を実施</p>
6	消費者の安全確保のための施策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○平成24年度予算要求額:307百万円[23年度予算額:59百万円]</p> <p>・執行実績踏まえつつ、より効率的な事業の実施について検討を加え、医療機関ネットワーク、リスクコミュニケーションの各事業については減額要求を行った。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>○食品と放射能に係るリスクコミュニケーション実施のため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求。 (定員要求:政策企画専門官2名、係長1名)</p>
7	消費者取引対策の推進	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <p>○平成24年度予算要求:282百万円[平成23年度:352百万円]</p> <p>・効率的な執行の観点から、特定商取引法の執行、電子商取引モニタリング等事業、特定商取引適正化事業等について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った</p> <p><機構・定員要求></p> <p>○特定商取引法厳正な執行に係る体制の強化を図るため、平成24年度機構・定員要求において増員・時限解除を要求 (機構要求:統括消費者取引対策官(企画官クラス)の設置) (定員要求:企画官クラス1名、課長補佐クラス4名、係長クラス6名)</p>
8	物価対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○平成24年度予算要求額:21百万円[平成23年度予算額:12百万円]</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <p>・物価関連事業について、事業の実施方法を見直すとともに、効率的な事業実施に努める</p>
9	消費者表示対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><機構・定員要求></p> <p>○景品表示法違反被疑情報の管理体制の拡充等のため、平成24年度機構・定員要求において増員・時限解除を要求 (機構要求:上席景品・表示調査官1名の設置) (定員要求:上席景品・表示調査官1名、景品・表示調査官8名、企画係長1名)</p>

10	食品表示対策の推進	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求> ○平成24年度予算要求額：216百万円 [平成23年度予算額：269百万円] ※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況 ・平成24年度中の法案提出を目指し、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた調査事業を要求</p> <p><機構・定員要求> ○他機関・部署との連携について総括的な管理・調整のため、また、特定保健用食品の審査体制の強化のため、平成24年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：上席食品表示調査官 (JAS法及び食品衛生法) の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス1名)</p> <p><その他の具体的取組> ○学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品表示一元化検討会」の開催 (平成23年9月～)</p>

